

泉佐野市下水道工事設計施工監理業務委託

公募型プロポーザル

実 施 要 領

泉佐野市上下水道局

1 目的

泉佐野市上下水道局（以下「甲」という。）は、泉佐野市下水道工事設計施工監理業務委託（以下「本業務委託」という。）を実施するについて、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により委託業者を選定する場合の手続き等について必要な事項を定める。

2 業務の概要

（１） 業務の名称 泉佐野市下水道工事設計施工監理業務委託

（２） 業務の場所 泉佐野市下水道区域全域

（３） 業務の内容

１）積算業務

２）現場調整業務・施工監理業務

３）公共下水道計画策定業務

４）その他関連業務

※詳細は、特記仕様書を参照のこと。

本業務において、技術提案を求めるテーマは以下に示す事項とする。

１．泉佐野市下水道工事設計施工監理業務を遂行する上での留意事項について

（４） 委託期間 契約締結日から令和１０年３月３１日

3 プロポーザル 主要スケジュール

内 容	日 程
実施要領等の市ＨＰでの公表	令和８年 ９月 ２日（水） ～ 令和８年 ９月 ２５日（金）
質問書の提出期間	令和８年 １０月 ２日（金） ～ 令和８年 １０月 ８日（木）
質問書の回答	令和８年 １０月 １４日（水）
提案書、提案見積書等の提出期間	令和８年 １０月 １９日（月） ～ 令和８年 １０月 ２３日（金）
候補者決定の通知	令和８年 １１月 ２日（月）
契約の締結、業務の開始	令和９年 ４月 １日（火）

4 参加資格

プロポーザルの参加は、次に掲げる要件をすべて満たす者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和8年度測量・建設コンサルタント等泉佐野市入札参加資格登録業者名簿に建設コンサルタントとして1年以上登録されていること。
- (3) 平成28年度以降、公表日までに完了した官公庁（国、地方公共団体、公社、公団及び独立行政法人に限る。）発注の業務で元請として下記業務の履行実績を3件以上有する者であること。

公共下水道に係る設計施工監理業務（発注者支援業務）

- (4) 本業務の実施に関し、以下の管理技術者を配置できること。

- 1) 下記のいずれかの資格を有する者

- i) 技術士（総合技術監理部門（上下水道一下水道）、上下水道部門（下水道））
- ii) R C C M（下水道）
- iii) 1級土木施工管理技士

- 2) 平成28年度以降、公表日までに完了した官公庁（国、地方公共団体、公社、公団及び独立行政法人に限る。）発注の業務で元請として下記業務の履行実績を3件以上有する者であること。

公共下水道に係る設計施工監理業務（発注者支援業務）

- 3) 本業務に専任し、担当技術者を兼務すること。

- 4) 本業務の申請書及び資料の提出期限時点において、本業務の受注者と直接的雇用関係があること。

- (5) 本業務の実施に関し、以下の担当技術者を配置できること。

1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士

- (6) 泉佐野市入札参加資格停止要綱に基づく資格停止又は資格保留の措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 泉佐野市暴力団排除条例（平成24年泉佐野市条例第28号）第2条第1号から第3号の規定に該当しない者であること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申し立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）をした者にあつては、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）の決定を受けていること。
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項及び第2項の規定による民事再生手続開始の申し立てをした者にあつては、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。
- (10) 個人情報保護法に基づき、近畿圏の土木、建築、都市・環境基盤整備に係わる調査、測量、計画、設計、情報処理、事業支援、工事監理等に関わるコンサルティング業務においてISMS(Information Security Management System: 情報セキュリティマネジメントシステム)を取得した者、又はプライバシーマークを取得している者で、外部へ情報漏洩が無いよう、徹底した管理を実施できる者であること。

5 担当課

泉佐野市 上下水道局 下水道整備課 担当：堀内秀樹

〒598-0021

泉佐野市日根野1928番地

Tel 072-450-3403

Fax 072-450-2223

電子メール gesui-se@city.izumisano.lg.jp

6 プロポーザル関係資料の公表及び配布について

(1) 実施要領、選定基準、特記仕様書等

令和8年 9月 2日（水）から令和8年 9月25日（金）に、市ホームページにおいて公表しますので、ダウンロードして取得してください。

(2) 資料等に関する質問・回答について

① 質問受付期間

令和8年10月 2日（金） から 令和8年10月 8日（木）の正午まで（必着）

② 質問書提出方法

指定の質問書（様式第5号）に記入の上、FAX又は電子メール添付により、担当課に提出（送信）してください。提出（送信）後に、提出（送信）した旨を担当課に連絡してください。

③ 回答

令和8年10月14日（水）に、質問者のみにFaxにて回答。

④ その他

受付期間を過ぎた質問、参加者以外の方からの質問、指定方法以外での質問、本業務に直接関係しない質問等については、一切受け付けしませんのでご注意ください。

また、本プロポーザルについての審査基準にかかる内容、他の参加者に関する一切の内容についての質問も受け付けしませんので、併せてご注意ください。

7 提案書類の提出について

(1) 提案書について

① 提出部数 正本1部、 副本（写し）7部※

※ 副本の表紙及び企画提案様式書類には、参加者名（会社名等）を記載しないでください。

② 提出期間（期限）

令和8年10月19日（月）から令和8年10月23日（金）午後5時まで、持参に限る。

（受付時間：土、日、祝日を除く午前9時から午後5時まで）

③ 提出場所

担当課（上記5）

④ 提案書等の作成要領

ア 提案書には指定の表紙（提案様式1）を必ず添付してください。

なお、参加者名（会社名等）は、正本の表紙のみ記載し、副本の表紙には記載しないでください。

イ 提案書類で指定の様式がある場合は、必ず指定の様式を使用してください。指定の様式以外での提案は失格となりますので、ご注意ください。

用紙のサイズは特に指定がある場合を除きJIS「A4判」とする。やむを得ずA3判で作成する場合は、片面印刷でA4判に折り込みしてください。

ウ 提案書の綴りの順序は、配布資料の評価基準の順序としてください。

エ 提案書には、公平を期すため企業名やロゴマーク類の会社等を特定できるものは一切使用しないでください。

(2) 見積書等について

- ① 提出部数 見積書（提案様式2）正本1部 見積価格内訳書（提案様式3） 正本1部
- ② 提出期限及び提出場所は提案書と同様とし、必ず提案書と同時に提出ください。
- ③ 見積書、見積価格内訳書は、指定の様式を必ず使用すること。それ以外の様式による提出は無効となりますのでご注意ください。
- ④ 見積書記載の提案価格は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を除いた額を記載してください。
- ⑤ 見積書記載の提案価格の上限額は金116,000,000円（税抜）とし、この上限額を超える見積書の提出は、失格となります。

(3) 提出書類の取扱い等

- ① プロポーザルに関し提出された提案書類等は返却いたしません。
- ② プロポーザルの参加に関する一切の費用は、参加者の負担とします。
- ③ 提案書及び見積書の提出後の修正・差し替え等は一切認めません。
- ④ 提出された書類は、このプロポーザルに必要な場合、その写しを作成し使用することができるものとします。
- ⑤ 提出した提案書は、当該業務の委託業者となった場合、当該業務の仕様書の一部として取り扱い遵守しなければならない。また、配置予定の技術者については評価点に影響することから、提案書提出後の変更は、病気等の特別の事情がある場合を除き、原則として認めない。

8 審査

- (1) 審査方法は、別に定める「泉佐野市下水道工事設計施工監理業務委託プロポーザル評価審査委員会」が提案書の評価及び審査を行い、提出された提案書の評点の最も高い提案者を委託業務の最優秀候補者として選定します。ただし、評価点の合計が6割未満の場合は、最優秀候補者として選定しないものとする。

なお、最も評点が高い提案者が複数ある場合は、次の順序により決定します。

- ① 技術等評価の内、「業務提案」の評点が高い者
- ② 技術等評価の内、「業務実施体制」の評点が高い者
- ③ 見積書の価格が低い者

- (2) 審査は、別に定める項目及び基準により行います。

(3) ヒアリングの実施

不適切と思われる低額な価格提案の場合、又提案書の内容に疑義がある場合は、必要に応じヒアリングや確認資料の提出を求める場合があります。

(4) 提案事業者が1社の場合

提案事業者が1社の場合であっても、選考委員会において提案内容の審査を行い、価格評価点を除く評価点の合計が6割以上の場合は、最優秀候補者として選定します。

9 審査結果等の通知及び公表

- (1) 審査結果は、すべての参加事業者に通知します。
- (2) 審査結果の公表は、次の項目について契約締結後速やかに行います。
 - ① 契約締結者の名称及び評価点及び契約金額
 - ② プロポーザル全参加者の名称
 - ③ その他必要な事項

10 業務委託契約の締結等

- (1) 選定された最優秀候補者を優先交渉権者として、協議を経て、業務委託契約を締結します。
- (2) 優先交渉権者との契約締結が成立しなかった場合は、審査結果の評点が上位の参加業者から契約締結に向けた協議をすることができます。

なお、評点が同点の者が複数ある場合は、8 審査（1）審査方法に準じ決定します。

11 プロポーザル参加資格の取り消し及び失格等

- (1) プロポーザル参加申込書を提出した者が、契約締結までの間に泉佐野市下水道事業契約事務取扱要綱第
26条第1項第8号ア及び第33条第1項に該当することとなった場合は、参加申込みを取り
消し、又は、失格とします。
- (2) プロポーザル参加申込書を提出した者が、提出書類を提出期限内に指定の提出方法及び提出
場所に提出しなかった場合並びに提出書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。
- (3) プロポーザル参加申込書を提出した者は、失格等の規定に該当することとなった場合は、速や
かにその事実を担当課まで届け出なければなりません。

なお、届出が無く、後日その事実が判明した場合は、資格停止等の措置を講じる場合があります。

12 提案等の無効及び失格

- (1) 以下のいずれかに該当する場合、提案は無効又は失格とします。
 - ① 参加資格のない者が行った提案
 - ② 提案書等その他一切の書類に虚偽の記載をした者が行った提案
 - ③ 記載事項が不明なもの又は提案書に記名押印のないもの
 - ④ 提案書類が不足しているとき
 - ⑤ その他配布資料等において示した応募に関する条件に違反したとき
 - ⑥ 提案書受付締切日までに提案されない又は到着しないとき
 - ⑦ その他、当市の指示した事項に違反したとき
- (2) 当プロポーザルへの参加・不参加及び辞退は自由であり、不参加・辞退に対する不利益な
扱いは行いません。

ただし、辞退する場合は、できるだけ早い段階で「辞退届（任意様式）」を担当課へ提出して
ください。

13 その他

- (1) 本業務は、令和9年4月1日から履行を開始するものとします。

なお、本業務は、令和9年度予算が成立し、支出負担行為計画示達が行なわれることを条件とした公募型プロポーザルであり、当該業務にかかる令和9年度支出負担行為計画示達日が4月2日以降となった場合は、契約締結は支出負担行為計画示達日とします。

また、暫定予算となった場合は、予算措置が全額計上されているときは全期間の契約とするが、全額計上されていないときは、本予算成立までの間について、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分だけの契約とします。

- (2) 予算成立の事情により、本業務の契約日を変更する場合や、取りやめる場合があります。

- (3) 本業務の期間終了後から令和14年3月31日までの間は、それぞれの契約前年度の履行が業務提案書の通り、良好と認められること、かつ当該業務に係る予算が成立し、予算配当が行なわれることを条件としたうえで、単年度ごとの随意契約を締結する予定です。

－ 以 上 －